

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

南城市ちゃーGANJU CITY創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

沖縄県南城市

3 地域再生計画の区域

沖縄県南城市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、1975年の30,885人から増加し続けているものの、増加率が次第に低下する傾向にありました。しかし2010年の都市計画の見直しにより人口増加率が上昇し、2015年以降の人口は毎年1%前後の増加が見られており、2021年の人口は45,453人（住民基本台帳2021年8月末日時点）となっています。全体としては、概ね順調に推移していますが、本市の人口ビジョンにおいて、人口減少は2025年頃から始まり、2060年には35,922人まで減少すると推計されています。

年齢3区分別人口の推移をみると、2005年から2019年にかけて、年少人口は6,856人から7,578人と増加しているが、生産年齢人口は26,277人から25,524人と大きな変動ないものの減少傾向にあります。一方で老年人口は7,626人から11,156人と急増しており、高齢化率は県平均よりも高い状態で推移しています。

自然動態については、2011年以降、多くの年で死亡数が出生数を上回る自然減の状態があり、2019年には35人の自然減となっています。

また、2013～2017年の期間合計特殊出生率は、1.96（人口動態保健所・市町村別統計）で、沖縄県平均の1.93を上回っています。

社会動態については、社会増が継続しており、2019年には321人の社会増となっています。子どものいるファミリー層の転入が多くなっている一方、市内に高校がない、働く場が少ないなどを要因として20～24歳時の転出超過（22人）が見られます。

上記のとおり、現状、本市の人口は増加傾向にあります。高齡化の進行がみられ、また将来的には人口が減少する見込みとなっています。将来的に人口が減少すると、地域全体の活力の低減、地域の担い手減少、労働力の低下、産業の衰退、社会保障費等の増加等の問題が発生することが考えられます。

よって、本市においては、2040年の将来人口目標を50,000人と置き、地方創生に係る取組を行ってきたところですが、現状において様々な課題が確認されており、新たに対策を講じる必要があります。

まず、本市産業における労働生産性（一人当たり付加価値額）や市民所得（課税対象所得額）が低水準となっているなどの課題が見られます。今後の施策においては、産業全体として「稼ぐ力」を向上させ、市民所得の向上につなげていく視点が重要になってきます。

こうした中、本市が基幹産業と位置付ける農業においては、農家の減少が続いており、担い手の育成や農地の集積を促進する必要があるだけでなく、今後も成長させていくための手立てが必要になってくると考えられます。また、観光産業においても同様に、観光客数を追い求めるだけでなく、市内における消費額向上に目を向け、「新たな生活様式」を取り入れた「量から質」へ転換するための施策を講じていく必要があります。

次に、本市のまちづくりにおけるソフト面の課題としては、コミュニティ機能の弱体化が挙げられます。第1期戦略の検証においても、つながりの希薄化や、地域によっては人口減少による担い手不足もあり、地域の取り組み推進を困難化する状況が見られています。従来、コミュニティのつながりの強さは本市の魅力の源泉の一つでしたが、今後は、現代社会の潮流を踏まえた上で新たなコミュニティの在り方も再検討し、地域の実状に応じた手法で進めていく必要があります。

社会インフラに関して、交通においては「おでかけなんじい」やNバスなど、公共交通の拡充が進んでいます。こうした取り組みが奏功し、市民の足としての交通環境は改善が進んだものの、市外とのアクセスはまだ利便性が高いとは言えず、今後も注力していくべき課題となっています。また、防災において、市庁舎周辺の整備が進み、防災拠点としての機能は拡充されたものの、低地である海岸沿いから防災拠点への避難経路が確立されておらず、道路整備も含めた経路の確立が必須となっています。このほか、住環境においては、下水道の接続率や適切な排水機能の不足などが課題とな

っています。

このような中、市中央部の都市拠点（都市活動や日常生活の中心となる場）を、「先導的都市拠点地域」と位置づけ、都市づくり全体を先導する重要な地域としています。

先導的都市拠点地域は、市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができ、また、市外への就学、就業による流出を抑制し、昼間の活動場所として選択されるまちとなるよう「自立・持続可能都市」の実現を目指すものです。また、まちに不足する機能（就業場所、求心力のある商業、利便性の高い公共交通、高等学校等の設置等）の確保を通じて、職住近接の自己完結型のまちを目指し、快適で便利な都市づくりを進めています。

これらの現状に対し、地方創生の取組をより一層充実・強化させ、切れ目ない取組を進めるため、次に掲げる基本目標を本計画期間における基本目標とし、その達成に取組みます。

- ・基本目標1 元気な産業・職場・働き手が生き活きと動く南城市の実現
- ・基本目標2 市内にも、市外にも多くのファンがあふれる南城市の実現
- ・基本目標3 家庭を築く人々、子育てをする人々に選ばれる南城市の実現
- ・基本目標4 便利で安心かつ住民自らが地域を盛り上げる南城市の実現

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	平均所得水準（課税対象所得）	243万9000円	256万6200円	基本目標1
イ	入域観光客数	225万人	302万人	基本目標2
	観光消費額（一人当たり）	12,718円	18,543円	
ウ	合計特殊出生率	2.00	2.00	基本目標3
	15歳未満人口割合	17.3%	17.3%	
エ	社会増減数	1,858人増加	1,654人増加	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略事業

ア 「元気な産業・職場・働き手が生き活きと動く南城市の実現」事業

イ 「市内にも、市外にも多くのファンがあふれる南城市の実現」事業

ウ 「家庭を築く、子育てをする人々に選ばれる南城市の実現」事業

エ 「便利で安心かつ住民自らが地域を盛り上げる南城市の実現」事業

② 事業の内容

ア 「元気な産業・職場・働き手が生き活きと動く南城市の実現」事業

多くの人々が訪れ、関わり、住み続けたいと思う南城市にしていくには、やりがいを感じられる魅力的な仕事と雇用を十分に創出し、誰もが安心して働けるような環境が必要です。地域の稼ぐ力を高めると共に、地域の特色や強みを活かし、多様化する価値観やライフスタイル、ワークスタイルに対応しながら、活気ある南城市を目指します。

【具体的な事業】

- ・優良母牛導入の支援
- ・循環型農業の推進
- ・産業立地エリア適正化
- ・南城型ウェルネスシティDMOの発足 等

イ 「市内にも、市外にも多くのファンがあふれる南城市の実現」事業

南城市へ関心を寄せ、南城市と関わりを持った人々は、物心両面で地域を応援し、支える存在になり得ると考えられます。市の内外に南城市ファンを生み出す取り組みを展開することで関係人口を増加させ、広く、そし

て多くの人々に応援される市を目指します。

【具体的な事業】

- ・地元キャラクターの活用
- ・県外自治体との人的、物的交流の促進
- ・南城市文化センターの活性化 等

ウ 「家庭を築く、子育てをする人々に選ばれる南城市の実現」事業

近い将来、少子化の影響によって南城市でも人口が減少に転じる見通しとなっています。少子化には、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てについての経済的負担感や、子育てと仕事の両立の難しさなどが影響しています。そこで、結婚・出産・子育てをする市民に対する切れ目のないサポートにより、少子高齢化の進行緩和を図ります。

【具体的な事業】

- ・結婚新生活の支援
- ・マタニティ教室や幼児健康相談
- ・公園緑地の整備
- ・市立図書館の充実 等

エ 「便利で安心かつ住民自らが地域を盛り上げる南城市の実現」事業

訪れたい、住みたい地域にしていくためには、都市としての機能や生活サービス機能を維持・充実させながら地域資源の活用も図り、地域に付加価値を持たせる必要があります。その実現のために、ハードとソフト、両面の取り組みを進めます。

【具体的な事業】

- ・地域公共交通の確保・維持・改善
- ・先導的都市拠点創出ビジョンの推進
- ・空き家バンクの設立
- ・地域活性化活動の支援
- ・防災システムの活用 等

※ なお、詳細は第2期南城ちゃーGANJU CITY 創生戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,100,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者等が参画する「南城市創生戦略外部検証委員会」による効果検証を行い、検証後は速やかに市ホームページにて公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで